

# 農林土木委託業務特記仕様書

## （共通仕様書の適用）

**第1条** 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

**第2条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産部農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

## （共通仕様書の読み替え）

**第3条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

**第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領

HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/>

## （受発注者共同による品質確保）

**第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## （ウィークリースタンス）

**第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければなら

ない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### （業務スケジュール管理表）

**第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/2015070800045>

#### （Web会議【発注者指定型】）

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

#### （Web検査【発注者指定型】）

**第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

#### （業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

**第10条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216371/>

#### （情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

**第11条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について

徳島県CALS/ECHP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjoyouhoukyouyuu/>

#### （本業務の特記仕様事項）

**第12条** 本業務における特記仕様事項は、別添の「橋梁実施設計業務特記仕様書」のとおりとする。

# 橋梁実施設計業務特記仕様書

## 第 1 章 総 則 (適用範囲)

第 1 - 1 条 この特記仕様書は、「R 7 阿 耕 広域 阿南丹生谷 3 期 平川内橋梁実施設計業務（以下『本業務』という。）」に適用する。

(目 的)  
第 1 - 2 条 本業務は、広域営農団地農道整備事業阿南丹生谷 3 期地区に係る平川内工区農道整備計画に伴い、橋梁の実施設計作業を行うものである。

## 第 2 章 設計条件 (設計基本条件)

第 2 - 1 条 設計作業における設計基本条件は、令和 4 年度広域営農団地農道整備事業計画概要書阿南丹生谷 3 期地区等を準用するものとする。

(計画設計基準、参考文献等)  
第 2 - 2 条 設計作業に適用、又は準用する計画設計基準等は、次のとおりのほか、監督員との打ち合わせによるものとする。

| 番号 | 名 称                            | 発 行 者      | 制定（改訂）年月 |
|----|--------------------------------|------------|----------|
| 1  | 土地改良事業計画設計基準 設計「農道」技術書・基準書     | 社団法人農業土木学会 | 最 新      |
| 2  | 道路橋示方書・同解説（Ⅰ～Ⅴ）                | 社団法人日本道路協会 | 〃        |
| 3  | 土地改良事業計画設計基準 計画農業用水「水田」技術書・基準書 | 社団法人農業土木学会 | 〃        |
| 4  | その他必要となる資料 1 式                 | 社団法人農業土木学会 | 〃        |

(貸与資料等)  
第 2 - 3 条 貸与資料や関連業務は、次の成果報告書等のほか、監督員との打ち合わせによるものとする。  
(1) R 6 阿 耕 広域 阿南丹生谷 3 期 平川内橋梁基本設計業務  
(2) R 6 阿 耕 広域 阿南丹生谷 3 期 平川内測量業務  
(3) R 6 阿 耕 広域 阿南丹生谷 3 期 平川内測量 2 業務  
(4) R 6 阿 耕 広域 阿南丹生谷 3 期 平川内実施設計業務  
(5) R 6 阿 耕 広域 阿南丹生谷 3 期 平川内地質調査業務  
(6) R 6 阿 耕 広域 阿南丹生谷 3 期 平川内用地測量業務  
(7) R 7 阿 耕 広域 阿南丹生谷 3 期 平川内地質調査業務（予定）  
(8) その他必要となる資料 1 式

### 第3章 設計作業内容

(設計作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における設計作業項目は、次表のとおりとする。

(1) 橋梁（実施設計）L=18m（但しR7地質業務と並行して作業検討を行う）

| 作 業 項 目            | 作 業 内 容                                                                                       | 備 考 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 設計計画<br>1-1 設計計画 | 実施設計のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を樹立する。                                                       | ○   |
| 1-2 設計条件の確認        | 設計施工上の基本条件及び地質条件等の確認・整理を行う。                                                                   | ○   |
| 1-3 設計細部事項の検討      | 実施設計にあたり必要な細部条件についての技術的検討の整理、適用基準との整合及び確認を行う。                                                 | ○   |
| 2 構造計算             | 【上部工】<br>橋体、床版、支承、高欄、伸縮装置及び橋面排水等について詳細設計を行う。<br>【下部工及び基礎工】<br>梁、柱、フーチング、躯体及び基礎本体等について詳細設計を行う。 | ○   |
| 3 設計図              | 橋梁位置図、一般図、線形図、構造一般図、構造詳細図、支承、高欄、伸縮装置及び排水装置等の詳細設計図の作成を行う。                                      | ○   |
| 4 数量計算             | 各構造物の詳細形状に対して、各工種毎の詳細数量計算を行う。                                                                 | ○   |
| 5 照査               | 照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。                                                           | ○   |
| 6 点検取りまとめ          | 各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。                                                                | ○   |

(2) その他実施設計が必要な作業項目

| 作 業 項 目      | 作 業 内 容                                                                                                                                 | 備 考 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 座標計算       | 道路線形計算書、平面図及び縦断線形図等に基づき当該構造物の必要箇所（橋台、橋座、支承面、下部工、基礎工等）について線形計算を行い、平面座標及び縦断計画高を求める。                                                       | ○   |
| 2 施工計画       | 構造物の規模、河川の渡河条件及び、計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等、工事費積算に当たって必要な計画書を作成する。                                                               | ○   |
| 3 関係機関協議資料作成 | 現地踏査を実施したうえで、県管理河川や市道に係る設計協議資料を作成する。                                                                                                    | ○   |
| 4 現地踏査       | 架橋地点の現地踏査を行い、特記仕様書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、線形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺条件を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況の把握を行う。 | ○   |

(設計作業の留意点)

第3-2条 設計作業上、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、関係土地改良区等と緊密に連絡調整のうえ、十分な現地踏査を実施し、現場状況に応じた道路計画や仮設計画等を踏まえた橋梁実施設計の検討を行うとともに、附帯施設等の設計作業を実施しなければならない。
- (2) 受託者は、関係土地改良区等と打ち合わせの際には、打合せ簿を作成するとともに、業務結果等の概要版を作成し、その概要版を成果報告書に綴じなければならない。

## 第4章 契約変更

### (契約変更)

第4－1条 本業務において、契約変更に係る協議事項は、次のとおりとし、内容等について変更があった場合は、両者協議のうえ、契約変更を行うものとする。

- (1) 「設計作業項目及び数量」に変更が生じた場合（軽微な変更の場合は除く）
- (2) 工期の変更が生じた場合
- (3) その他